

住民税非課税世帯に対する緊急支援給付金 (5万円/1世帯)のご案内

- 物価高騰による影響が大きい住民税非課税世帯を支援する給付金です
- 令和4年1月2日以降に深谷市に転入した非課税世帯のかたは、給付金を受給するためには、**申請が必要**です。

給付金の申請手続き

申請できる世帯

世帯全員の**令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯**

※世帯全員が、住民税が課税されているかたの扶養を受けている場合は、対象とはなりません。

- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、下記の申請窓口まで直接または郵送でご提出ください。

《申請書の入手方法》

- (1) 深谷市ホームページからダウンロード
- (2) 深谷市緊急支援給付金窓口で受け取り
- (3) 深谷市給付金コールセンターに電話してお取り寄せ（ご自宅に郵送）



申請先

「住民税非課税世帯等に対する
緊急支援給付金」 窓口

(場所：深谷市役所 本庁舎2階 2-1B)

申請期限

令和5年1月31日(火)まで



住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署(深谷警察署：048-575-0110、寄居警察署：048-581-0110)か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

《お問い合わせ》

深谷市給付金コールセンター 受付時間 平日8:30~17:15

「住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金」窓口

TEL：048-571-1211 (代表) 内線7076

